


必要書類は、事前にお問い合わせください。
 内容は更新される場合があります。最新情報については、市ホームページからご覧いただけます。

市HP ■ ページ番号でさがす 155712 (市民向け) 111111 (事業者向け)



市民向け支援一覧 事業者向け支援一覧

1. 市民に対する生活支援など

区分	内容	問い合わせ先
給付金に関する こと (特別定額給付金は1面)	子育て世帯への臨時特別給付金 ・今年4月分の児童手当(特例給付を除く)を受給する人に対し、中学生までの児童(※)1人当たり1万円の給付金を支給 ※3月まで中学生だった児童(新高校1年生)も対象 ・申請不要。支給時期などは、決まり次第対象者に通知 ※公務員は、上記とは手続きなどが異なる。詳しくは所属庁からの案内で	市こども・家庭支援課 ☎504-2161、☎504-2727
融資に関する こと	生活福祉資金特例貸付 新型コロナウイルス感染症による経済への影響により、休業や失業などした人に、一時的に必要な生活費を貸し付け ＜緊急小口資金＞ 【対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯 【貸付限度額】原則として、1世帯につき1回10万円 ※所定の要件に該当する場合、1世帯につき20万円 ＜総合支援資金＞ 【対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 【貸付上限額】 (2人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 【貸付期間】 原則3カ月以内	＜緊急小口資金＞ 生活福祉資金特例貸付(緊急小口資金)受付センター 市社会福祉協議会 ☎080-3898-4474 ☎080-9137-8321 ☎080-9792-6255 ☎080-3875-8129 ☎080-9795-0548 (平日9:00～16:00) ＜総合支援資金＞ 区社会福祉協議会 中区 ☎249-3114 東区 ☎263-8443 南区 ☎251-0525 西区 ☎294-0104 安佐南区 ☎831-5011 安佐北区 ☎814-0811 安芸区 ☎821-2501 佐伯区 ☎921-3113 (平日9:00～16:00)
学校に関する こと	授業料などの減額・免除など 市立高等学校授業料などの減免・徴収猶予 市立大学における学生への支援(授業料の減免・徴収猶予、応急奨学金の給付など) 学用品など 就学援助(学用品費などの支給)	市教育委員会学事課 ☎504-2469、☎504-2328 市立大学事務局学生支援室学生支援グループ ☎830-1522 市教育委員会学事課 ☎504-2469、☎504-2328
税金・納付金の減免・免除などに関する こと	税金 徴収猶予の特例 収入が大幅に減少(前年同期比おおむね20%以上の減少)した場合、無担保かつ延滞金なしで1年間、市税の徴収を猶予する特例措置あり 【対象】2月1日から来年1月31日までに納期限が到来する市税 ※この特例措置の対象にならない場合であっても、既存の猶予制度の適用を受けられる場合あり 医療・保険など 介護保険料の減免・徴収猶予 ※新型コロナウイルス	市収納対策部各課 各課共通 ☎249-3901 徴収第一課 中区 ☎504-0131、504-0134 南区 ☎504-0132、504-0133 徴収第二課 西区 ☎504-0211、504-0212、504-0214 佐伯区 ☎504-0213 徴収第三課 東区 ☎504-0321 安芸区 ☎504-0322 市外 ☎504-0323、504-0324 徴収第四課 安佐南区 ☎504-0411、504-0412 安佐北区 ☎504-0413、504-0414 特別滞納整理課 高額滞納分 ☎504-2128 各区福祉課 中区 ☎504-2478、☎504-2175 東区 ☎568-7732、☎568-7781

区分	内容	問い合わせ先
税金・納付金の減免・免除などに関する こと	医療・保険など 感染症により影響を受けた人に係る減免に関する特例措置については、国の通知に基づき行う予定 詳しくは後日公表予定	南区 ☎250-4138、☎254-9184 西区 ☎294-6585、☎233-9621 安佐南区 ☎831-4943、☎870-2255 安佐北区 ☎819-0621、☎819-0602 安芸区 ☎821-2823、☎821-2832 佐伯区 ☎943-9730、☎923-1611 市介護保険課管理係 ☎504-2173、☎504-2136
	国民年金保険料の免除などに係る臨時特例手続	各区保険年金課 中区 ☎504-2556、☎245-2163 東区 ☎568-7712、☎262-6986 南区 ☎250-8944、☎254-2516 西区 ☎532-0935、☎232-2144 安佐南区 ☎831-4931、☎877-2299 安佐北区 ☎819-3910、☎815-5164 安芸区 ☎821-4910、☎822-8069 佐伯区 ☎943-9713、☎922-0132 ※出張所で手続きが可能かどうかは各区にお問い合わせを市保険年金課管理係 ☎504-2159、☎504-2135
	国民健康保険料の減免・徴収猶予 ※新型コロナウイルス感染症により影響を受けた人に係る減免に関する特例措置については、国の通知に基づき行う予定 詳しくは後日公表予定	＜減免＞ 各区保険年金課 中区 ☎504-2555、☎245-2163 東区 ☎568-7711、☎262-6986 南区 ☎250-8941、☎252-7179 西区 ☎532-0933、☎232-9783 安佐南区 ☎831-4929、☎877-2299 安佐北区 ☎819-3909、☎815-5164 安芸区 ☎821-4910、☎822-8069 佐伯区 ☎943-9712、☎923-5098 市保険年金課保険係 ☎504-2157、☎504-2135 ＜徴収猶予＞ 市収納対策部各課 各課共通 ☎249-3901 徴収第一課 中区 ☎504-0131、504-0134 南区 ☎504-0132、504-0133 徴収第二課 西区 ☎504-0211、504-0212、504-0214 佐伯区 ☎504-0213 徴収第三課 東区 ☎504-0321 安芸区 ☎504-0322 市外 ☎504-0323、504-0324 徴収第四課 安佐南区 ☎504-0411、504-0412 安佐北区 ☎504-0413、504-0414 特別滞納整理課 高額滞納分 ☎504-2128
	後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予 ※新型コロナウイルス感染症により影響を受けた人に係る減免に関する特例措置については、国の通知に基づき行う予定 詳しくは後日公表予定	各区福祉課 中区 ☎504-2570、☎504-2175 東区 ☎568-7730、☎568-7781 南区 ☎250-4107、☎254-9184 西区 ☎294-6218、☎233-9621 安佐南区 ☎831-4941、☎870-2255 安佐北区 ☎819-0585、☎819-0602 安芸区 ☎821-2808、☎821-2832 佐伯区 ☎943-9729、☎923-1611 市保険年金課福祉医療係 ☎504-2158、☎504-2135